

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 岐阜県環境配慮事業所登録等事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 土壌環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2834)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 98千円 (前年度予算額：98千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	98	0	0	0	0	0	0	0	98
要求額	98	0	0	0	0	0	0	0	98
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

今日の環境問題は、公害防止及び化学物質の適正管理をはじめ、廃棄物・リサイクルなど身近な問題から温暖化等の地球環境問題に至るまで複雑、多様化している。

県は大気汚染防止法等の環境関連法令に基づき、事業所の監視指導を実施しているが、種々多様な環境問題に対処するためには、従来の規制的手法では十分でない面がある。中でも事業活動に伴う環境への負荷を低減することは、環境保全上重要な課題であり、今後も継続して事業者に対して環境に配慮した事業活動の促進を図る必要がある。

<環境配慮事業所登録事業> (平成12年度～)

環境に配慮した自主的かつ積極的な取り組みを行う事業所を環境配慮事業所 (E工場) として登録し、公表することで事業者の環境保全意識を高め、事業活動に伴う環境負荷の低減を図る。(R2.3.31現在：66事業所)

<環境創出協定締結推進事業> (平成16年度～)

地域的な公害防止対策のみならず地球的規模の環境保全・化学物質対策などを加えた自主管理・自主目標を設定し、それらの環境負荷に関する情報を広く公開する事業者と市町村及び県で環境創出協定を結び、より一層の環境

負荷の削減を目指し、豊かで快適な環境の創出を図る。(R2.3.31 現在：6 事業所)

(環境創出協定の特徴)

- ① 公害防止（地域の環境保全）のみならず、地球規模の環境保全対策・化学物質対策等
- ② 三者協定（事業者、市町村、県）
- ③ 協定内容及び自主測定結果等、環境負荷に関する情報をインターネットにより公開
- ④ 維持管理目標値及び将来目標値を設定し、「環境創出行動計画」の策定
- ⑤ 環境創出行動計画の項目について自主測定、自主把握により「環境創出活動報告書」の作成・公開、市町・県へ報告

(2) 事業内容

<環境配慮事業所登録事業>

登録申請を受け、外部有識者による環境配慮事業所登録予備会議での意見を聴取した上で、要件に適合した事業所を登録する。

登録事業所は、岐阜県ホームページに掲載し公表する。

<環境創出協定締結推進事業>

新たな締結に向け、立入検査等の機会を通じて啓発を行うとともに、協定締結事業所は岐阜県ホームページに掲載し公表する。

(3) 県負担・補助率の考え方

環境に配慮した自主的かつ積極的な取組みを促進し、環境負荷を軽減することは、県の環境保全対策であり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	42	予備登録会議の審査における外部有識者への謝礼
旅費	9	外部有識者の費用弁償、打ち合わせ等業務旅費
需用費	37	事務消耗品費、公用車燃料費等
役務費	10	電話代、郵送代
合計	98	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

環境配慮事業所の登録及び環境創出協定の締結を通じて、事業所の自主的な環境への取組を称揚し、法規制によらない、事業活動に伴う環境負荷の低減を今後も目指していく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
				(前々年度末時点)		
環境配慮事業所 登録事業所数	(H)	68 (H29)	67 (H30)	66 (R1)	100 (R5)	66.0%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

○岐阜県環境配慮事業所登録予備会議の開催

令和2年1月開催

更新登録申請 11 事業所の申請内容について審査を行い、登録要件に適合した事業所について、新規・更新登録を行った。

○環境創出協定締結状況：6 事業所

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

環境配慮事業所及び環境創出協定締結事業所では、事業者による自主的な環境配慮の取組が推進され、事業活動に伴う環境負荷が低減された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	従来の規制的手法では十分な効果が得られない種々の環境問題に対して、事業者の自主的な環境配慮の取組みを推進することにより、一定の効果をj得ることがjできるほか、県への定期的な報告や更新制度により、継続的な取組みについての確認を行うことができる。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	過去5年間（H27～R1）における環境配慮事業所の更新登録状況を見ると、平均80%の事業所が更新登録を行っていることから、環境配慮の取組が継続的に実施されているものと判断できる。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	環境配慮事業所について登録審査を行うにあたり、事業所の環境配慮の取組内容を点数化しており、登録の適否を客観的に判断できるように効率化を図っている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 環境配慮事業所の制度について、県民への周知が十分とは言えず、事業者から登録・更新するメリットが少ないとの指摘がある。 環境創出協定について、事業者は自主測定結果等の環境負荷に関する情報を公開することに対して不安を持っており、締結事業所数が横ばいである。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 環境配慮事業所の制度の周知及び登録事業所のPRを行うことにより、企業のイメージアップ、節電・節水等による経費の削減、地域社会への貢献、従業員の環境への意識を高めるなどのメリットがあることを伝え、新規に登録申請を行う事業所を増やす。 環境創出協定については、全国的にも先進的なものであり、協定の周知とともに締結事業所数を増やす。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	